

小中一貫実践校・連携校について（練馬区小中一貫教育推進方策 抜粋）

【練馬区小中一貫教育推進方策 12～15 ページ】

(4) 中学校区内の小中学校における学習指導上の連携の充実

現在、中学校区別協議会は、年に一度、教育委員会が設定した日に、通学区域が重なる小中学校の教員が集まり、授業参観や生活指導上の情報交換・協議などを行っています。今後は、中学校区別協議会の開催回数を生活指導中心と学習指導中心の2回に増やし、学習指導上の情報交換・協議や研究グループにおける研究成果の共有の場とします。研究グループにおける「課題改善カリキュラム」の学習指導案などを報告したり、「課題改善カリキュラム」による授業を参観して意見交換したりすることにより、研究グループに入っていない小学校「(仮称)小中一貫教育連携校(以下「連携校」という)」においても、「課題改善カリキュラム」の視点や考え方を生かしていきます。

また、4つの教育課題に着目して作成された「小中一貫教育資料」については、区立中学校入学者が、卒業した区立小学校に関わらず、9年間を見通した指導を受けられるように、すべての小中学校で活用していくこととします。

なお、中学校区内の小中学校では、従来から連携の取組として、部活動体験、生徒会による中学校紹介、小学生の一日体験入学、体験授業、運動会・学芸会・文化祭・作品展等への参加などさまざまな連携の取組が実施されてきました。これらの取組も引き続き継続・充実させていくことが必要です。

<中学校区内の小中学校における取組例(平成22年度)> ※巻末資料7参照

- 中学校での小学生の部活動体験（中学校27校）
- 生徒会による中学校紹介（中学校17校）
- 小学生の中学校体験授業（中学校12校）
- 運動会・学芸会・文化祭・作品展等への参加（中学校11校 小学校8校）

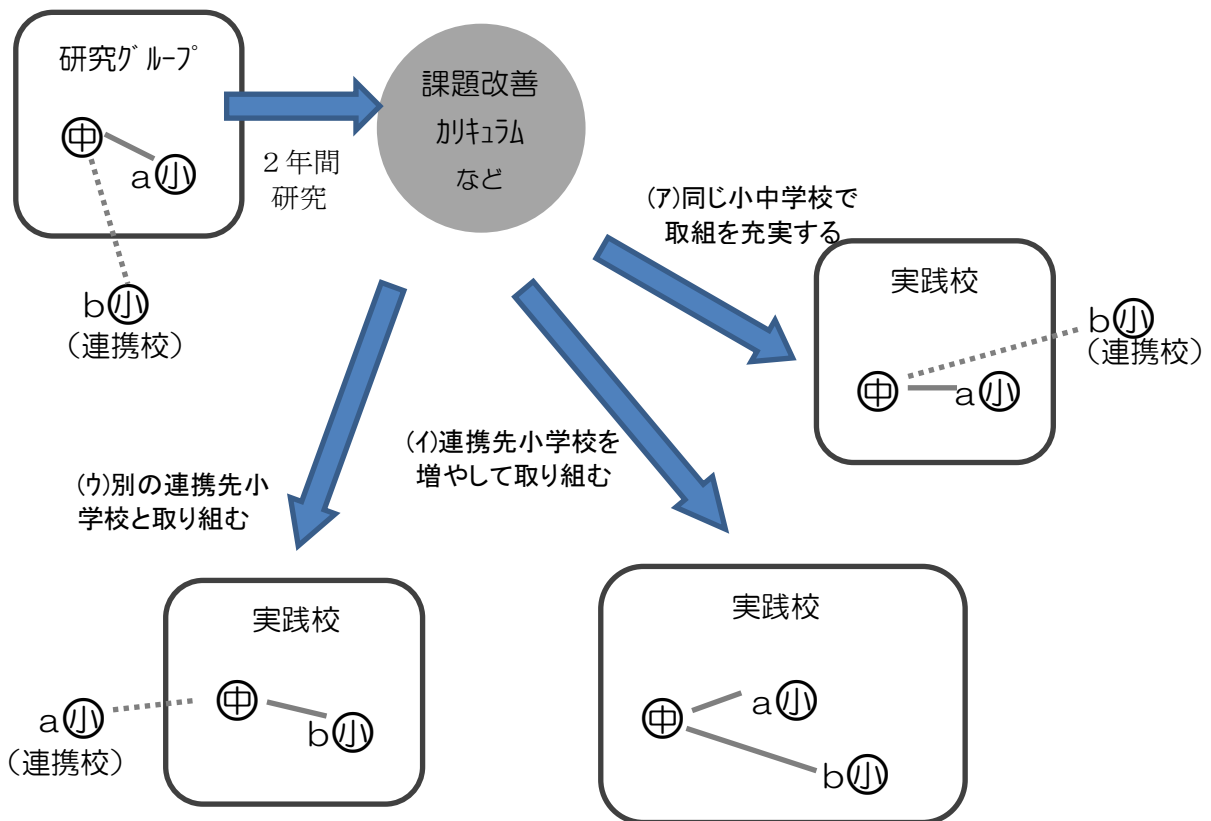
(5) 研究グループから（仮称）小中一貫教育実践校へ

研究グループは、2年間の研究期間終了後、（仮称）小中一貫教育実践校（以下「実践校」という）として、「課題改善カリキュラム」の実施など学習指導上の連携を進めます。実践校の組合せは固定的なものではなく、

- ア 同じ連携先小学校との取組を充実する
- イ 中学校区別協議会内の他の小学校を加えて連携先小学校を増やす
- ウ 連携先小学校を変更する

など、研究グループの意向を踏まえ、状況に応じて拡大・変更していく流動的なものとして考えていきます。

<研究グループから実践校への移行例（1中1小による研究グループの場合）>



(6) 実践校等における発展的な取組

研究グループや実践校での取組を定期的に実施して効果を定着させるため、条件が整う場合には、次のような発展的な取組を行います。

① 定期的な乗り入れ授業

小中学校教員による乗り入れ授業を週に一回程度、定期的に行います。小中学校教員が協力して子供たちを指導することで、小学校教員と中学校教員が互いの専門性を高めることができ、学習面で小中学校の接続を滑らかにするための工夫が図られて授業改善につながります。このことにより、学力や体力の向上が図られるとともに、小学生が中学校の学習へのつながりを意識できるようになったり、中学校教員の指導の仕方や雰囲気を理解したりといった効果も期待できます。

先行自治体では、非常勤講師を加配して、通年で乗り入れ授業を実施している事例があります。乗り入れ授業を定期的に行うには、授業時間や移動・打合せの時間を確保するための体制づくりが必要です。

② 5・6年生の中学校校舎での定期的な活動

小学生が中学校校舎で定期的に授業を受けたり、放課後に部活動に参加したりします。このことで、早い段階から中学校生活に慣れる効果が期待できます。異年齢集団活動（小中学校合同行事など）や小中学校教員の相互協力による指導などを行う場合に、児童・生徒や教員の移動時間が必要となることから、先行自治体では、5・6年生が週1回、全日、中学校校舎で授業などを受けている事例があります。

3 施設分離型小中一貫教育校

先行自治体では、小中学校の施設が離れた学校においても「施設分離型小中一貫教育校」と位置付けている場合があります。実践校における具体的な取組を積み重ねた小中学校が、施設分離型小中一貫教育校となり、教育目標の統一化や小中学校の意思決定組織の一体化を図って学校経営を行うことで、より組織的・継続的に小中一貫教育を進めることが期待できます。

施設分離型の小中一貫教育校では、小中学校それぞれに校長が任命されます。複数の校長、複数の学校組織があるなかで、統一的・一体的な学校経営を進めていくためには、小中一貫教育校としての意思決定を行うための仕組みが必要となります。先行自治体における施設分離型の小中一貫教育校では、意思決定方法として、「小中学校の校長の中から、代表の校長を決める場合」と「合議制の意思決定機関を設置する場合」の2つのタイプが見られます。練馬区においては、施設分離型の小中一貫教育校を設置する際に、構成する小中学校の状況を踏まえて決めるのが望ましいと考えます。

<練馬区における小中一貫教育の形>

小中一貫教育校

教育目標の統一化や小中学校の意思決定組織の一体化を図り、9年間を一貫させた学校経営を行う

実践校（研究グループ）

中学校区の特定の小学校と、教科における「課題改善カリキュラム」など学習指導上の連携も含めて実践する

連携校

中学校区を基盤に「小中一貫教育資料」や実践校の「課題改善カリキュラム」を活用して実践する

※児童・生徒の交流など、これまでの中学校区内の小中学校における小中連携の取組については、継続する。